



イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドがJSR<4185>株式の大量保有報告書を提出



JSR<4185>について、イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドが11月6日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「投資一任契約及び投資信託の運用の指図の再委託において、株式等の取得・処分の権限を有するもの」によるもの。

報告書によると、イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドのJSR株式保有比率は、5.03%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2015年10月30日。